

ココヘリ搜索・救助費用ほけん「ONE（ワン）」

（正式名称：搜索・救助費用保険）

ご契約に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、お申し込みにあたって特に注意いただきたいこと（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載しています。重要な書面ですので、必ず内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- 本書面のほか、契約内容に関する事項や保険金の支払事由およびお支払いできない場合などは、「普通保険約款」および「特約条項」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 「普通保険約款」および「特約条項」は第一スマート少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）のホームページからご覧いただけます。
- お客さまに本保険契約をお申し込みいただくことで、お客さまは本書面の説明を受けたうえで本書面の電磁的方法による提供を受けたものとみなします。

契約概要

- ・ 保険商品の内容をご理解いただくための事項を記載しています。
- ・ 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

① ココヘリ搜索・救助費用ほけん「ONE（ワン）」について

- ・ **ココヘリ搜索・救助費用ほけん「ONE（ワン）」**（正式名称：搜索・救助費用保険）は、AUTHENTIC JAPAN 株式会社（以下、AUTHENTIC JAPAN）が提供するサービス「**ココヘリ**」の**会員専用の保険です**。
- ・ この保険は、保険契約者と被保険者が同一人であり、かつ「ココヘリ」会員の方がお申し込みいただけます。ただし、「ココヘリ」会員である被保険者が未成年の場合は、親権者を保険契約者としてお申し込みいただきます。
- ・ この保険の保険料は、「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」により、コミュニティであるAUTHENTIC JAPAN が、保険契約者に代わって払い込みます。（※）
- ・ この保険は「ココヘリ」会員専用となりますので、保険期間中に「ココヘリ」会員である被保険者が「ココヘリ」を退会した場合、この保険契約の更新は取り扱わず、保険期間満了時に終了します。（※）

※「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」および保険契約の更新に関する取扱については、「⑥ 保険契約の更新」および「⑭ 「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」が付加されている場合の取扱」をご確認ください。

② 商品の仕組み

この保険は、被保険者が日本国内における登山の行程中に遭難事故に遭い、搜索・救助活動が行われた場合に、被保険者またはその法定相続人が搜索・救助費用を負担したことによって被った損害に対し、保険金をお支払いします。

③ 補償内容と保険金をお支払いする場合

■ 保険金をお支払いする場合

- ・ 被保険者が日本国内における登山^{※1}の行程中に遭難事故^{※2}に遭い、捜索・救助活動が行われた場合に、被保険者またはその法定相続人^{※3}が捜索・救助費用（注）を負担したことによって被った損害に対し、保険金をお支払いします。
- ・ 損害の原因となった遭難事故^{※2}の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金をお支払いします。

（注） お支払いする捜索・救助費用の範囲

捜索・救助費用とは、遭難した被保険者の捜索・救助活動に従事した者（公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等をいいます。以下同じ。）から請求された以下①～④の捜索・救助活動に伴い発生する費用のうち、被保険者またはその法定相続人^{※3}が負担することが相当と認められ、かつ、被保険者またはその法定相続人^{※3}が実際に負担した費用をいいます。ただし、捜索・救助活動に直接従事しない被保険者の親族の駆け付け費用、捜索・救助活動に従事した者に対する謝礼費用、捜索・救助活動が終了した後^{※4}の遺体搬送費等、捜索・救助活動に直接関連しない費用は除きます。

- ① 対人費用（捜索・救助活動に従事した者の人件費・日当等でその名称を問いません。）
- ② 対物費用（対人費用以外の装備費・保険料・交通費・食糧費等でその名称を問いません。）
- ③ ヘリコプター運航費用（運航にかかる一切の費用を含みます。）
- ④ ①～③までの費用以外で当社が妥当と認めた費用

- ※1：主に山頂等を目指して、整備された登山道または登山道のないところを歩く活動をいい、ザイルやハーケンなどを使って岩を登る「岩登り」、アイゼンやピッケルなどを使う「雪山登山」、トレイルランニング、トレッキング、ハイキング、山岳キャンプ（オートキャンプは含みません。）等を含みます。
- ※2：遭難場所を管轄する警察署、消防署または地方公共団体等の公的機関へ遭難の連絡がなされたものに限ります。また、遭難の事実が明らかでない場合であっても、警察署、消防署または地方公共団体等の公的機関により捜索・救助活動を要する状態となったことが確認されたときは、遭難したものとみなします。
- ※3：遭難事故^{※2}により被保険者が行方不明の場合は、遭難事故^{※2}発生時に被保険者が死亡した場合における被保険者の法定相続人とします。また、被保険者に法定相続人のない場合は、被保険者に代わって捜索・救助費用を負担した者とします。
- ※4：公的機関または公的機関に委嘱された民間機関等が、遭難者を山の麓の安全な場所や医療機関等へ輸送することを完了した後を指します。詳細については、当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

■ 保険金のお支払額

- ・ 当社がお支払いする保険金の額は、（注）お支払いする捜索・救助費用の範囲①～④の合計額とします。ただし、遭難事故 1 回につき契約内容確認証に記載の保険金額（30 万円）を限度とします。
- ・ 被保険者を含む複数名が同時に遭難し、それら複数の遭難者に対して捜索・救助活動が合同的に行われた場合などで、捜索・救助活動に従事した者から複数の遭難者に対しまとめて捜索・救助費用が請求されたときは、原則[※]、以下〈お支払い例〉のとおり、保険契約に加入している被保険者 1 名分の費用相当額を保険金としてお支払いします。被保険者 1 名分の費用相当額については、捜索・救助活動に従事した者か

ら請求された搜索・救助費用を遭難者数で按分し、算出します。

※実際の保険金のお支払額は、提出書類や事実関係を確認のうえ、総合的に判断されます。

<お支払い例>

登山者 A、B、C（登山者 A のみこの保険に加入）の3名で登山中に同時に遭難し、搜索・救助費用として登山者 A、B、C 3 名に対しまとめて 30 万円の請求があった場合は、登山者 A に対して、保険金 10 万円をお支払いします。

- ・当社が保険金をお支払いした場合においても、この保険契約の保険金額は減額されません。

④ 保険金をお支払いしない主な場合

つぎのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (4) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

⑤ 保険期間、責任開始期

- ・初年度契約の保険期間は、当社が保険契約の申込を承諾した場合に下表の「始期」に始まり、「終期」に終わります。

始期	責任開始期※ ¹
終期	契約日（責任を開始する日の属する月の翌月 1 日）の 1 年後の契約応当日の前日

- ・更新後契約の保険期間は、更新日※²から 1 年とします。

※¹：責任開始期

当社が保険契約の申込を承諾した場合、保険契約の申込をした時から補償が開始されます。

※²：更新日

更新前契約の保険期間満了日の翌日をいいます。

⑥ 保険契約の更新

- ・保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の前日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとします。
- ・**更新後の保険契約には、更新時の「普通保険約款」および保険料率が適用されます。**
- ・更新日にこの保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき当社は更新を取り扱いません。
- ・保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が 100 歳であるときは当社は更新を取り扱いません。
- ・つぎのいずれかに該当し、保険契約の継続が困難と判断したときは当社は更新を取り扱いません。
(ア) 保険金の請求手続きに際し、必要な調査への協力を得られなかった場合

- (イ) 同種の事故による保険金の請求を反復的に行うなど、事故発生の偶然性に欠けると判断される場合
- (ウ) 捜索・救助費用を負担した根拠となる資料の客観性または具体性が不十分である等、保険金の請求の信憑性に欠けると判断される場合
- (エ) 外形的な事実の証明が不十分な事故等、保険事故の発生について信憑性に欠けると判断される場合
- (オ) その他この保険契約を更新することが期待しえない(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、(ア)から(エ)までの事由がある場合と同程度にこの保険契約の更新を困難とする事由があるとき
- ・ 更新後の保険契約の保険期間は、1 年とします。
- ・ 更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ・ 「ココヘリ」会員である被保険者が「ココヘリ」を退会した場合や AUTHENTIC JAPAN が「ココヘリ」サービスの提供を終了した場合には、この保険契約を継続して更新することはできません。

＜「ココヘリ」を退会した場合の取扱い＞

【ケース①】

保険期間中に「ココヘリ」会員である被保険者が「ココヘリ」を退会し、保険期間中に AUTHENTIC JAPAN からその旨の通知があったときは、保険契約は保険期間満了時に終了するものとします。

【ケース②】

保険期間中に「ココヘリ」会員である被保険者が「ココヘリ」を退会し、保険期間満了後に AUTHENTIC JAPAN からその旨の通知があり更新後契約の猶予期間の満了日までに保険料が払い込まれないときは、更新後契約は無効とします。なお、猶予期間の満了日までに支払事由が生じた場合は、保険金から保険料を差し引いてお支払いするため、保険契約は更新され、次の更新日の前日をもって終了することとします。

⑦ 引受条件（契約年齢等）

- ・ この保険は、18 歳以上（申込日時点における満年齢）の方が保険契約者としてお申し込みいただけます。
- ・ 被保険者は 0 歳～99 歳（契約日における満年齢）までお申し込みいただくことができます。
- ・ この保険は、保険契約者と被保険者が同一人であり、かつ「ココヘリ」会員の方がお申し込みいただけます。ただし、「ココヘリ」会員である被保険者が未成年の場合は、親権者を保険契約者としてお申し込みいただきます。
- ・ この保険契約へのご加入は、同一被保険者につき 1 契約のみ可能です。

⑧ 保険料

この保険の年間保険料は、被保険者の年齢・性別にかかわらず、定額となります。保険料の金額は、契約内容確認証にてご確認ください。

⑨ 保険料の払込方法、保険料払込期間

- ・ 保険料のお支払いは、一時払とします。
- ・ 一時払保険料は、つぎの期間（払込期月）に払い込むものとします。

初年度契約	責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌月末日まで
更新後契約	更新日から更新日の属する月の末日まで

- ・ 「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」が付加されている場合の取扱いについては、「⑭ 「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」が付加されている場合の取扱い」もあわせてご確認ください。

⑩ 保険金の請求方法・お受け取り方法について

- ・ 保険金を請求される場合は、マイページ上で手続きいただく必要があります。お手続きの方法の詳細につきましてはマイページをご確認ください。
- ・ 被保険者が未成年の場合は、保険契約者あてにお送りする被保険者用マイページ URL より被保険者の親権者がお手続きしてください。
- ・ 保険金のお受け取り方法として、金融機関口座または電子マネーでのお受け取りをご選択いただけます。

【電子マネーでのお受け取りについての留意点】

- ・ 提供事業者がサービスの提供を終了した等の場合には、当該提供事業者における電子マネーによる保険金支払の取り扱いを中止します。また、当社は、提供事業者の全部又は一部における電子マネーによる保険金支払の取り扱いを中止することがあります。
- ・ 保険金を電子マネーで受け取る場合は、当社が保険金をお支払いする時点において保険金の受取人が各サービスのユーザーである必要があります。
- ・ 電子マネーを使用できる店舗等は限られており、お買い物等の際に電子マネーを使用することができない場合があることにご留意ください。また、受け取った電子マネーを現金に交換することはできません。
- ・ お申し込み時点で当社において取り扱っている電子マネーは下表の通りです。お客さまの保険金請求時点においても取り扱うことを保証するものではありません。

サービス	電子マネー (提供事業者)	有効期限
d 払い残高	d 払い残高 (現金バリュー) (株式会社 N T T ドコモ)	なし
au PAY プリペイドカード	au PAY 残高 (a u ペイメント株式会社)	なし
ソフトバンクカード	プリペイドバリュー (S B ペイメントサービス株式会社)	最後の残高変動から 2 年間

(注 1) 名称・有効期限等は 2025 年 8 月時点の内容であり、提供事業者により変更となる可能性があります。

(注 2) お客さまの通信契約等の種類によっては、有効期限が異なる場合があります。

- ・ 保険金は、金銭と電子マネーのいずれで受け取っても等価です。
- ・ 各電子マネーは、各電子マネーの提供事業者が発行するものであり、当社が電子マネーを発行するものではありません。
- ・ 電子マネーにてお受け取りいただいた保険金を当社に返還いただく事由が生じた場合、現金で返還いただく場合があります。
- ・ 電子マネーについての照会窓口
当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/articles/8625391012761>)

⑪ 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の削減払

- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、保険期間の途中であっても、当社の定めるところにより、保険責任の残余期間分の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険金の削減を行うことがあります。

⑫ 契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

⑬ 解約と解約返還金

- ・ ご契約を解約される場合は、マイページ上でお手続きが必要です。なお、解約日は、当社が通知を受信した日（オンライン申請のお手続き日）とします。
- ・ この保険には解約返還金はありません。
- ・ 解約された時点でご契約は消滅し、以後の補償はなくなります。

⑭ 「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」が付加されている場合の取扱

- ・ この特約は、コミュニティ（この保険では AUTHENTIC JAPAN のことをいいます。）から当社および保険契約者に対して、保険料を払い込むことの申出があり、保険契約者からコミュニティへ保険料の払い込みを委託のうえ、ご契約の申込があった場合に付加されます。
- ・ この保険の保険料は、「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」により、コミュニティが保険契約者に代わって払い込みます。
- ・ ただし、つぎの場合は、保険契約者ご自身で保険料をお払い込みいただく必要があります。

(1) コミュニティから保険料が払い込まなかった場合

(2) あらかじめ定められたコミュニティが保険料を負担する期間が経過したとき

(3) 当社とコミュニティ代表者との協議により、コミュニティによる保険料の払い込みを廃止したとき

上記(1)～(3)の場合、当社より、クレジットカードによる保険料のお払い込みについて以下のとおりご案内いたします。

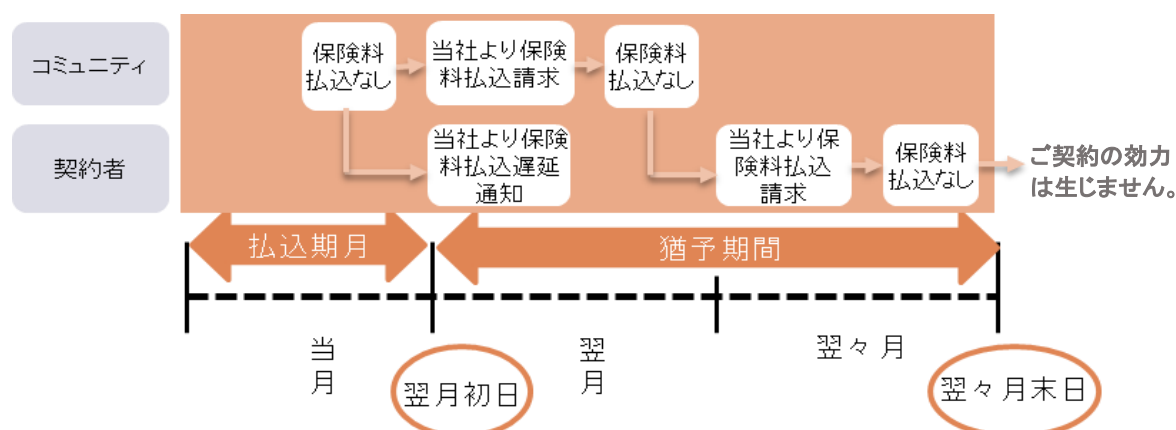
- ・ (1)の場合

(ア) 払込期月の翌月

当社からコミュニティへ保険料の払込の請求をするとともに、保険契約者へ保険料払込が遅延している旨をお知らせいたします。

(イ) (ア)の請求の後もコミュニティから保険料が払い込まなかった場合

当社から保険契約者へ、払い込まなかった保険料について、クレジットカードによりお払い込みいただく方法についてご案内いたします。



・ (2)(3)の場合

当社から保険契約者へ、クレジットカードによりお払い込みいただく方法についてご案内いたします。

- ・ 保険料のお払い込みがなくご契約の効力がなくなると、補償がない状態になり保険金をお受け取りできません。
- ・ ご契約の継続をご希望されない場合は、マイページにて解約のお手続きをしてください。なお、この保険に解約返還金はありません。
- ・ (2)(3)により、クレジットカードによりお払い込みいただく方法に変更した後、つぎのいずれかに該当した場合には、特約は消滅し、保険契約は、保険期間満了時に終了するものとします。
 - ① コミュニティ代表者から、当社に対して、保険契約者または被保険者がコミュニティの提供するサービスの利用を中止した旨の連絡があったとき
 - ② コミュニティ代表者から、当社に対して、コミュニティ代表者の運営するサービスを廃止する旨の連絡があったとき

⑮ 保険金額の減額（一部解約）

保険金額の減額（一部解約）はお取り扱いしません。

注意喚起情報

- ・ ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ・ 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではございません。

① クーリング・オフ（申し込みの撤回またはご契約の解除）について

- ・ 保険契約者は、ご契約の申込日から、その日を含めて 15 日以内であれば、書面または電磁的な方法（当社ホームページ「お問い合わせフォーム」）による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「申し込みの撤回など」といいます。）をすることができます。
- ・ 電磁的な方法により申し込みの撤回などをする場合は、当社受信時に効力を生じますので、当社ホームページ「お問い合わせフォーム」からお申し出ください。

<申し込みの撤回などの記入例>

第一スマート少額短期保険株式会社 御中

私は〇月〇日に申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者（契約者） 第一太郎

保険種類 搜索・救助費用保険

契約内容確認証番号 ○○○○○○○○○○

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇

氏名 第一太郎

<電磁的方法による申出の場合のクーリング・オフの発信先>

当社ホームページ上の「よくあるご質問」内にございます「お問い合わせフォーム」よりお申し出ください。
「お問い合わせフォーム」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>

- ・ 書面による申出により、申し込みの撤回などをする場合は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により上記期間内（15 日以内の消印有効）に下記住所あて発信してください。

<書面による申出の場合のクーリング・オフの発信先>

〒135-8120 東京都江東区豊洲 3-2-3 豊洲キュービックガーデン
第一スマート少額短期保険株式会社 お客様サービス担当

② 告知義務について

この保険は、告知いただく事項はございません。

③ 責任開始期

【契約概要】「⑤ 保険期間、責任開始期」をご確認ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ 【契約概要】「④ 保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。
- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。この場合は、書面等によりその旨を通知します。

また、以下の場合、保険金のお支払いができないことがあります。詳しくは「普通保険約款」をご確認ください。

- ・ 責任開始期より前からすでに発生していた遭難事故を原因とする、保険金の請求の場合
- ・ 保険料の払い込みがなく、保険契約が無効となった場合
- ・ 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約が解除された場合
- ・ 保険契約について詐欺の行為により保険契約が取消になった場合、または保険金の不法取得目的があつて保険契約が無効になった場合

⑤ 保険料の払込猶予期間・無効

- ・ 保険料の払込猶予期間は、初年度契約・更新後契約ともに、払込期月の翌月初日から翌々月末日までとします。
- ・ 猶予期間内に保険料が払い込まない場合は、初年度契約については保険契約を無効とし、更新後契約については更新後の保険契約の効力は生じないものとします。
- ・ 猶予期間中に保険金をお支払いする場合に該当したときは、保険金から未払込保険料を差し引いてお支払いすることがあります。
- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、保険期間の途中であっても、当社の定めるところにより、保険責任の残余期間分の保険料の増額を行うことがあります。
- ・ 「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」により、保険料は、コミュニティが保険契約者に代わって

払い込みますが、コミュニティが保険料を払い込まなかった場合等、コミュニティから保険料の払い込みがない場合には、保険契約者ご自身で保険料をお払い込みいただく必要があります。コミュニティからの保険料の払い込みがない場合の取扱いについては、【契約概要】「⑭「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」が付加されている場合の取扱い」をご確認ください。

⑥ 保険契約者保護機構について

当社は少額短期保険会社であるため、「保険契約者保護機構」に加入していません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

⑦ 当社お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

第一スマート少額短期保険株式会社
「よくあるご質問」

<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「よくあるご質問」では解決しない場合、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>) からメールにてお問い合わせください。

なお、当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

⑧ 支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取消し、もしくは無効に関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

⑨ 指定紛争解決機関

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟するつぎの「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144 【平日 9：00～12：00、13：00～17：00】

(土日祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

⑩ 補償重複について

- ・補償内容が同様の保険契約（当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

＜主な補償の重複例＞

登山保険やアウトドア保険に付加されている搜索・救助費用を補償する特約など

- ・ 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

⑪ 保険料控除について

この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。

⑫ 「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」が付加されている場合にご注意いただきたいこと

- ・ コミュニティが保険料を払い込まなかった等、コミュニティから保険料の払い込みがない場合には、保険契約者ご自身で保険料をお払い込みいただく必要があります。コミュニティから保険料の払い込みがない場合の取扱については、【契約概要】「⑭ 「第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約」が付加されている場合の取扱」をご確認ください。
- ・ 「ココヘリ」会員である被保険者が「ココヘリ」を退会した場合や AUTHENTIC JAPAN が「ココヘリ」サービスの提供を終了した場合には、この保険契約を継続して更新することはできません。「ココヘリ」を退会した場合の取扱については、【契約概要】「⑥ 保険契約の更新」をご確認ください。

⑬ その他ご契約時の注意事項

- ・ 保険契約を申し込みいただいたのち、契約内容確認証が発行されます。発行にあたってはご契約者が登録されたメールアドレスに電子メールにてご通知しますので、必ずダウンロードの上ご確認ください。
- ・ この保険契約は、保険契約者が保険期間の満了日の前日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険期間が満了する日の翌日に更新して継続されます。
- ・ つぎのいずれかに該当する場合は、更新ができません。
 - ① 保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が 100 歳であるとき
 - ② 更新日にこの保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
 - ③ 同種の事故による保険金の請求が反復的に行われ事故発生の偶然性に欠けると判断される場合など保険契約の更新が困難であると当社が判断したとき
 - ④ 「ココヘリ」会員である被保険者が「ココヘリ」を退会した場合や AUTHENTIC JAPAN が「ココヘリ」サービスの提供を終了したとき
- ・ 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ・ 当社をはじめ、少額短期保険業者は、以下の範囲で保険契約をお引き受けします。
 - (1) 保険契約が損害保険の場合、保険期間は 2 年以内です。
 - (2) 保険契約が損害保険の場合、1 人の被保険者についてお引き受けする保険金額の上限は、1,000 万円（低発生率事故に関する保険については別途 1,000 万円）です。
 - (3) 1 人の被保険者についてお引き受けするすべての保険の合計保険金額の上限は 1,000 万円（低発生率事故に関する保険については別途 1,000 万円）です。
 - (4) 1 人（または一社）の保険契約者についてお引き受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は、10 億円です。

その他の条件は、【契約概要】「⑦ 引受条件（契約年齢等）」に記載のとおりとします。

個人情報の取り扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、以下の利用目的達成のために第三者に提供することがあります。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

利用目的の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

グループ間共同利用・第三者提供

当社では、取得した氏名・生年月日・住所等の個人情報をグループ会社とお客さまが登録・利用している会員サービス企業等（リンク先参照）へ提供します。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

【共同利用に関する表示】

当社は、取得した個人情報を第一生命グループ会社において共同で利用いたします。

詳細については、次のホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

【第三者への提供に関する表示】

当社は、取得した個人情報を会員サービス企業等へ提供することがあります。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

会員サービス企業等については次のホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com>

機微（センシティブ）情報の取り扱い

被保険者の健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

<当社お問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認いただき、解決しない場合は、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」からメールにてお問い合わせください。

「よくあるご質問」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「お問い合わせフォーム」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>

※当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

※保険の解約および保険金の請求のお手続きはマイページから実施頂けます。

※マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認頂けます。

2025 年 8 月

(登) DS250102(2025.7)